

令和8年度ものづくり中小企業・リボーンNext支援事業に係る質問・回答

令和8年4月3日

	質問内容	回答	回答日
1	公募要領P9の「障がい者の雇用」の採点について、従業員が40名未満の企業・団体はどのような評価となりますか。	「障がい者の雇用状況について(様式11)」をご提出いただき、公募要領P9に記載の審査内容に従って評価します。	4月3日
2	公募要領に定める「企画提案書(様式2)」のボリューム・ページ数の上限等がありますか。	「企画提案書(様式2)」でお示している各項目が記載されており、A4サイズで20ページ以内であれば様式は自由です。	4月3日
3	仕様書P2の「進捗管理」について、収集必須(支出情報など)の情報はありますか。	収集を要する情報については、協議を行いながら決めていくことを想定しています。	4月3日
4	仕様書P2の「助成事業のサポート」の体制について、外部の有識者や専門家を活用する場合、謝金などの規程はありますか。	特に規程はありません。但し、委託事業の成果等によっては、支払った謝金の妥当性等を検査することがあります。	4月3日
5	仕様書P2の「業務目標」について、達成の確認方法の想定はありますか。	助成金の実績報告書の審査等の中で確認することを想定しています。	4月3日
6	仕様書P2の「業務目標」について、助成対象者の都合による事業変更や倒産等が発生した場合には、対象外となるという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	4月3日
7	仕様書P3の「助成事業の取組例を知り、新技術・サービス等の新たな開発に向けて、自立的な活動を行ったものづくり中小企業の数・100社以上」とは、助成対象者以外の企業という理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	4月3日
8	仕様書P3の「自立的な活動を行った」とみなす対象期間や実施内容の基準はありますか。	対象期間は当該委託事業が終了するまでの間となります。実施内容の基準は、協議の上、決めていくことを想定しています。	4月3日
9	仕様書P3の「ものづくり中小企業が自立的に行った活動を測定するためのアンケート等」について、対象となる中小企業等の想定はありますか。	例えば、セミナーやシンポジウムによって情報発信を行った場合には、そのセミナーやシンポジウムに参加したものづくり中小企業等を想定しています。	4月3日
10	仕様書P3の「情報発信」について、ホームページを開設する場合、ドメインは大阪府指定のものとなるという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	4月3日
11	広報活動において、「リボーンチャレンジ」のロゴマークや「リボーンチャレンジ」のホームページで公開されている情報や写真、過去の広報物等のデータをご提供いただき、活用することはできますか。	「リボーンチャレンジ」に係るロゴマークや広報物等は中小・スタートアップ出展企画推進委員会(公益財団法人大阪産業局・大阪商工会議所)が保有しているため、そちらにお問い合わせください。 (参考:リボーンチャレンジホームページ) https://www.obda.or.jp/jigyo/expo-support.html	4月3日